

プロジェクト 税効果会計

公開草案に対するコメントへの対応

項目 ー早期適用に関する事項

本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントのうち、会計処理の早期適用に関するコメントに対応するための検討を行うことを目的とする。

本公開草案の提案内容及び本公開草案に対するコメント

2. 本公開草案では、会計処理の早期適用について、以下を提案している。

企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」

65. 本適用指針の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (2) 本適用指針の適用初年度において、第 8 項(2)及び第 24 項を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

157. 本適用指針において見直した個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い（本適用指針第 8 項(2)②参照）については、連結財務諸表においては金額的な影響が生じないため、経営管理の対応に多くの時間を要しないと考えられ、また特段のシステム対応の必要性は低く長期の準備期間を必要としないと考えられる。

また、本適用指針第 113 項に記載しているとおり、従来、連結税効果実務指針で定められていた子会社の利益のうち投資時に留保しているものに対して繰延税金負債を計上する取扱いを適用している事例は稀であると考えられるため、本適用指針第 24 項の定めを適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる事例は稀であると考えられる。

これらに加え、本適用指針は連結税効果実務指針、個別税効果実務指針等の従

来の取扱いを基本的に踏襲するものであり、財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に対する長期の周知期間は要しないと考えられること、及び回収可能性適用指針が公表される過程において、回収可能性適用指針が適用された時期（平成28年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用）とあまり離れず本適用指針等を適用すべきとの意見が強く聞かれていた経緯を踏まえ、平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした。

なお、適用初年度における連結会計年度又は事業年度の会計処理の首尾一貫性を保持する観点から、早期適用を認めていない。

3. これに対して、以下のコメントが寄せられた。

(1) 早期適用に関する提案については、以下の理由から同意しない。

- ・ 会計方針の変更については早期適用を認めないことを提案している。これは四半期と年度の会計処理の首尾一貫性の観点によるものと考えられるが、財務諸表利用者に与える影響や、比較可能性が阻害される等の弊害が生じない限り、認められるよう検討頂きたい。
- ・ 実務上、四半期報告や決算短信において個別財務諸表の開示は要請されておらず、連結財務諸表を開示している会社が四半期で個別財務諸表を開示しているケースは殆ど無く、財務諸表利用者に与える影響や比較可能性が阻害される等の弊害も殆ど無いと考えられる。
- ・ 過去から見直しを支持する意見が多数あり、且つ重要な論点と考えられていた論点も今回の改正案に含まれており、このことから、早期適用の可否については柔軟な対応ができるよう検討頂きたい。

第54回税効果会計専門委員会での提案

4. 第54回税効果会計専門委員会において、以下の事務局の提案を行った。

(コメント36への対応(案))

早期適用を認める場合、3月決算会社においては、2018年3月期が対象となり、既に進行している年度に適用されることとなり、四半期（又は中間）と年度の会計処理の首尾一貫性を確保する観点からは望ましくないと考えられる。

第54回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

5. 前項の提案について、前回の専門委員会では、以下の意見が聞かれた。
- (1) 企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準(案)」(以下「収益認識会計基準(案)」)においては、12月決算の企業も会計年度の途中から早期適用が可能な提案としていることも踏まえて、早期適用の可否を検討すべきではないか。
 - (2) (上記(1)の意見に対して)収益認識会計基準(案)は国際財務報告基準(IFRS)の適用時期との関係から例外的に早期適用を認めているものであり、税効果適用指針等とは状況が異なるため、収益認識会計基準(案)の適用時期との整合性を図る必要はないのではないかと考える。ただし、税効果適用指針案等についてもニーズ次第で早期適用を検討する余地はあると考える。
 - (3) 財務諸表利用者の税効果適用指針案等の早期適用に関するニーズは、早期適用を認めることにより財務諸表への影響を早期に把握したいというニーズと、財務諸表の比較可能性を確保する観点から早期適用を認めるべきではないというニーズに分かれると考えられる。なお、税効果適用指針等はIFRSと整合性を図る必要性がないことを踏まえると、個人的には、早期適用を認める必要性はないと考える。

分析

6. 税効果適用指針(案)で会計処理の見直しを行ったのは、次の2つである。
- (1) 個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い(第8項(2)②)。
 - (2) 子会社の利益のうち投資時に留保しているものに関する繰延税金負債の取扱い(第24項)。
7. 前項(1)については、事業活動の多角化やグローバル化に伴うグループの再編等により、売却や清算を想定していない子会社について、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異が生じているケースがありえ、一定の早期適用のニーズがあると考えられる。
8. (2)については、税効果適用指針(案)第113項に記載のとおり事例は稀であると考えられる¹ため、配慮すべきニーズは高くないと考えられる。

¹本適用指針は、次の理由で第112項に記載した連結税効果実務指針の内容を踏襲していない。

9. ここで、原則としては、年度に適用される会計方針と四半期に適用される会計方針を首尾一貫させる観点や既に進行している年度の四半期財務諸表に影響を及ぼす可能性がある点を勘案すると、年度の期首から（すなわち第1四半期から）の早期適用とすることが適切と考えられる。
10. 第6項(1)に記載の会計処理は、個別財務諸表の取扱いであるため、コメント提出者の記載のとおり、連結財務諸表を開示している会社においては、四半期報告書で四半期財務諸表の開示は要請されていないことから直接には影響しないものと考えられる。ただし、個別財務諸表のみを開示している会社においては、前項に記載した弊害が生じうる。

(事務局提案)

11. 早期適用を認めることの弊害を上回るほどの緊急性の高い強いニーズがあるとは必ずしも言えないと考えられることから、公開草案での提案どおり、会計処理に関する早期適用を認めないこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

以 上

(1) 本適用指針第112項に記載した内容のうち、個別財務諸表における子会社株式の取得原価についての記載は、当該事項が定められている金融商品会計基準第17項、企業結合会計基準第23項、連結会計基準第23項(1)等の定めと必ずしも整合しない。

(2) 実務において本適用指針第112項に記載した会計処理を適用している事例は稀であると考えられる。」